(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和6年度愛媛県 省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(目的)

第2条 本補助金は、エネルギー価格の高騰などによる経済環境の変化に対応するため、別表第1で掲げる県内中小企業者等(以下「補助対象者」という。)が実施する、省エネルギー化に向けた設備更新等を行うことで経営安定化や収益力向上に取り組む事業に要する経費の一部を県が補助することにより、県内産業の力強い成長を推進することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、愛媛県内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器・設備であって、別表第2に掲げるものとする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助対象事業は、補助対象者が、自身が所有する既存の機器・設備を更新するため、 補助対象設備の導入に取り組む事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業と同一の事業において、国や他の地方公共団体 が行う補助金等が交付された又は交付される見込みのあるものは補助対象事業としない。
- 3 補助対象期間は補助金の交付決定日から、令和7年1月31日までとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象設備の本体及びその本体の使用に不可欠または一体として使用される付属品の購入費とする。
- 2 次に掲げるものは補助対象外とする。
 - (1)租税公課
 - (2)各種保証・保険料、振込手数料等
 - (3) 既存の機器・設備の処分に係る費用
 - (4)補助対象設備の運搬費
 - (5)補助対象設備の据え付け・設置にかかる費用
 - (6) 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払い区別が難しいもの

(補助金の額及び算定方法)

第6条 補助対象者に交付できる補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に2分の

- 1を乗じて得られる額以内の額とし、300万円を限度とする。
- 2 補助金の額が25万円に満たない場合は補助金交付の対象外とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号) に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合にはこれを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定前の事前着手)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は 補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付 決定前に事業に着手しようとする場合であって、着手前に事前着手届(様式第2号)を知 事に提出したときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、事前着手を行う者は、交付決定を受けるまでの期間(交付決定が なされなかった場合も含む。)に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した 上で当該事業に着手するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第9条 知事は、第7条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請を行った補助対象者に対し通知するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

- 第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助金額の変更をしようとするとき。
- 2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたと きは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の補助事業中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合とは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から報告を求められた場合は、 速やかに遂行状況報告書(様式第6号)を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出 するに当たって、第7条第2項ただし書きに該当し、当該補助金に係る消費税等相当額が 明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に 応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者 に通知するものとする。 (補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金を請求しよ うとするときは、精算払請求書(様式第9号)を、別に定める期日までに知事に提出しな ければならない。

(補助金の交付)

第17条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の目的外使用の禁止)

第18条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(財産の管理)

- 第19条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)の うち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円 (税抜き)を超える機械及び器具とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明ら かにしておかなければならない。
- 4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条の規定により提出する実績報告書に取得財産等明細表(様式第10号)を添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、第2項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分 しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第11号)により、あらかじめ知事の承認 を受けなければならない。
- 6 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入 の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の経理及び関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を 整理し、かつ、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第21条 知事は、第11条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は 次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部 を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、この要綱に違反したとき。
 - (2)補助事業者が、この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3)補助事業者が、補助金交付の条件に違反したとき。

- (4)補助事業者が、補助事業の実施について不正行為があったとき。
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても 適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助 金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるもの とする。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令 に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合 で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還について、知事は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じ、補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかった場合は、 未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

別表第1(第2条関係)

この要綱における県内中小企業者等は、次の(1)から(6)に掲げる要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 愛媛県内に本社及び本店を置く会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社)、中小企業組合(事業協同組合及びその連合会、商工組合、企業組合、協業組合又は商店街振興組合及びその連合会)又は個人事業主であること。ただし、以下に列挙する個人又は法人は除く。
 - 医師、歯医者、助産師
 - ・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業又は水産業者についても同様)
 - ・中小企業組合以外の組合組織
 - ・一般社団法人・公益社団法人・一般財団法人・公益財団法人
 - ・医療法人・宗教法人・学校法人・農業協同組合・農事組合法人・社会福祉法人
 - ・特定非営利活動法人・任意団体・申請時点で開業していない創業予定者
- (2)下表の業種ごとに、右欄の「資本金」又は「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たすこと。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
ソフトウェア業又は情報	3億円以下	300人以下
処理サービス業		
旅館業	5000万円以下	200人以下
その他業種 (上記以外)	3億円以下	300人以下

- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) みなし大企業でないこと。なお、この要綱におけるみなし大企業は、次の①から④のいずれかに該当する事業者とする。
 - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している 中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小 企業者
 - ④自治体等の公的機関及びこれらの機関から出資の過半を受けている事業者
- (5) 虚偽の申請をしていないこと。
- (6) 別掲「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の記のいずれにも該当しないかつ、今後、 補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約した事業者であること。

別表第2(第3条関係)

本補助金で対象とする機器・設備は、下表に掲げる機器・設備であって、かつ次の条件を全て満たす設備とする。

- 1 既存の機器・設備と比較して同一の効果又は成果を得た上で、定量的な省エネルギー効果 が見込まれる設備であること
- 2 申請者自らが県内に設置する新品の機器・設備であること
- 3 メーカー等により定量的にエネルギーコストの削減効果が認められた機器・設備であること

(補助対象となる機器・設備)

機器・設備の種類
業務用ボイラ
業務用エアコン
照明器具
コンプレッサー
業務用冷蔵庫
業務用冷凍庫
業務用乾燥機
変圧器
産業用モータ
工作機械
プラスチック加工機械
プレス機械
印刷機械
ダイカストマシン

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに 当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しな いことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方 が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (1) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を 背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資 金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するも のをいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (4)総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (7) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められる こと。
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難 されるべき関係にあると認められること。

住 所企 業 名代表者名

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付申請書

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第7条第1項 の規定により下記のとおり、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補 助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 事業実施期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日
- 4 補助事業の内容 別紙補助事業計画書のとおり
- (※)補助事業計画書は、県が指定する様式(公募要領様式)を使用すること。

住 所 企業名 代表者名

O

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金事前着手届

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定 に基づき、別記条件を了承のうえ届け出ます。

記

- 1 補助事業計画の内容 ※公募申請時の補助事業計画書より「更新する機器・設備」を記載してください。
- 2 着手予定日
- 3 完了予定日
- 4 交付決定前に着手を必要とする理由

別記条件

- 1 当該補助事業の事前着手が認められる期間は補助金の内示以降であり、内示前に着手されたものは補助金の交付を受けることができないこと。
- 2 事前着手届の提出後は、できるだけ速やかに交付申請手続きを行うこと。
- 3 当該補助事業については、着手から交付決定を受ける期間内において、事業計画の変 更は行わないこと。

住 所 企業名 代表者名

ED

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業計画の内容 ※補助金交付申請書の補助事業計画書より「更新する機器・設備」記載してください。
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 別紙のとおり
- (注1)変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。
- (注2) 上記4「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」についての変更がない場合は、様式3号別紙の<経費明細表>の添付提出は不要です(上記4の欄には「変更なし」とご記載ください)。
- (注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

様式第3号 別紙

<経費明細表>

変更前

(単位:円)

設備区分	① 積算基礎 型番、 数量×単価(税抜きの額)	②補助対象経費 (税抜きの額)	③補助金交付申請額 (補助対象経費 ×補助率1/2)
合計			

変更後

(単位:円)

設備区分	① 積算基礎 型番、 数量×単価(税抜きの額)	②補助対象経費 (税抜きの額)	③補助金交付申請額 補助対象経費 ×補助率1/2	
合計				

(注) 行が不足する場合、行を追加してください。 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

住 所 企業名 代表者名

 \Box

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金 事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業計画の内容 ※補助金交付申請書の補助事業計画書より「更新する設備」記載してください。
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

住 所企 業 名代表者名

 \Box

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金 遅延等報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の 補助事業について、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付 要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業計画の内容 ※補助金交付申請書の補助事業計画書より「更新する設備」記載してください。
- 2 事業遅延等の理由
- 3 遅延後の事業完了時期

住 所 企業名 代表者名

O

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業の遂行状況について、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業計画の内容
 - ※補助金交付申請書の補助事業計画書より「更新する設備」記載してください。
- 2 事業の遂行状況

(※) 事業開始以降これまでの日程を段階に従って記入すること。

住 所企 業 名代表者名

Ð

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業を令和 年 月 日付けで完了(廃止・中止)しましたので、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定 令和 年 月 日付け 号

2 変更承認 令和 年 月 日付け 号(該当する場合記入)

3 補助金交付決定額 円(税抜き)

4 補助対象経費 円 (税抜き)

5 補助金の額 円 (税抜き)

6 事業の実績報告 別紙のとおり

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(添付書類について)

- ・補助事業の実施に係る調達にあたり、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった行為が確認できる証拠書類を添付してください。
- ・補助対象設備の導入前後の比較ができる写真を添付してください。

補助事業実績報告書

1.事業計画の内容 ※補助金交付申請書に記載の「更新する設備」に☑をしてください。
□ 業務用ボイラ □ 業務用エアコン □ 照明器具
□ コンプレッサー □ 業務用冷蔵庫 □ 業務用冷凍庫
□ 業務用乾燥機 □ 変圧器 □ 産業用モータ
□ 工作機械 □ プラスチック加工機械 □ プレス機械
□ 印刷機械 □ ダイカストマシン
2. 事業実施期間
開始 令和 年 月 日 ※交付決定日を記入してください。
完了 令和 年 月 日 ※補助対象設備の代金支払完了日等、補助事業の終了日を
記入してください。
3. 補助事業の実施場所 ※補助事業を行った実施場所の住所・事業所名を記載してください。
複数箇所で事業を行った場合もすべて記載してください。
 住所:
事業所名:
様式第7号 別紙2のとおり

様式第7号 別紙2

更新等を行った設備の情報
※更新等設備が複数ある場合は、本紙も複数枚作成してください。
補助金交付申請時の明細番号と同じになるように揃えて作成してください。
明細番号
導入設備の情報
メーカー名
設備の型番
機番 ※1
※1 銘板に記載されていることが多く、設備の種類や設置場所により、設置後に確認できなく
ることがありますので、設置工事前に写真撮影を行うなど、ご注意ください。
導入設備の外観写真
当1:40.00元、松平の写古
導入設備の銘板・機番の写真 [

※2 これらの写真は、別添用紙として提出しても構いません。

様式7別紙3

<経費明細表>

(単位:円)

	予算額(交付決定額	または変更申請額)	実統	責額
設備区分	補助対象経費 (税抜きの額)	補助金交付決定額 (税抜きの額)	補助対象経費 (税抜きの額)	補助金額 (税抜きの額)
	0.0.0.1	V-20. 2	(0-0). 2	
合 計				

⁽注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

<明細番号別支出明細書>

明細番号	設備名	型番	数量	単価 (税抜き)	補助対象経費 (税抜き)	補助金額 (税抜き)
		合計				

- (注1)補助金額は、千円未満切捨てとなります。
- (注2) 行が不足する場合は行を追加してください。
- (注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

住 所企 業 名代表者名

ED

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金の仕入れに係る 消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の 補助事業について、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付 要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付要綱第15条の補助金の額の確定額

(令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号による額の確定通知額)

会 円也

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

円也

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円也

4 補助金返還相当額(3-2)

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

令和 年 月 日

愛媛県知事様

住 所企 業 名代表者名印

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった上記の補助金の補助事業について、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、精算払いを下記のとおり請求します。

記

一 金 円也

内 訳 交付決定通知額 金 円也

今回請求額 金 円也

中米女々	_		
<u> 尹耒有名</u>	•		

取得財産等管理台帳 (取得財産等明細書)

設備区分	取得財産名	数量	単価(円) (税抜き)	金額(円) (税抜き)	取得年月日	保管場所及び 設置場所 (所在地)	耐用年数 (処分制限 期間)	備考

- (注1)対象となる取得財産等は、取得価格が本交付要綱第19条第1項に定める処分制限額(単価50万円(税抜き))以上の財産とします。
- (注2) 数量について、同一規格等であれば一括して記入して構いませんが、単価が異なる場合は、分割して記入してください。
- (注3) 取得年月日は、検収年月日を記入してください。
- (注4) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

住 所企 業 名代表者名印

令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった上記の補助金の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金交付要綱第19条第5項の規定により承認を申請します。

記

1 処分する財産(様式10号「取得財産等管理台帳」より抜粋のこと)

取得財産名:

取得年月日:令和 年 月 日

取得価格 : 円 (税抜き) 残存簿価相当額: 円 (税抜き)

- 2 財産処分の方法
- 3 財産処分の理由

(添付書類)

- ・ 処分価格の積算資料 (残存簿価相当額の確認ができる資料、有償譲渡等による処分を行う場合は、見積書も添付すること。)
- ・納付金額の積算資料
- (注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。